

報告第 1 1 1 号

平成 1 7 年 月 日承認

下水道部会の事務事業詳細調整について

下水道部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 5 月 3 0 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
12 下水道部会	1 下水道管理分科会	5	流域下水道維持管理負担金関係
		6	流域下水道建設負担金関係
		11	排水設備等の計画確認申請及び検査
		13	排水設備指定工事店の指定
		20	下水道事業受益者負担金の賦課
		21	下水道事業受益者負担金の徴収
		22	下水道使用料の賦課及び徴収
		23	使用水量の認定
		3 排水分科会	18

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
5 流域下水道維持管理負担金関係 6 流域下水道建設負担金関係	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 新市に移行までに県当局と協議し、新たに調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 中勢沿岸流域下水道事業(志登茂川処理区・雲出川左岸処理区・松阪処理区)は、合併後も、二以上の市町村(新市、松阪市、多気町)の区域における下水を排除するものであることから、引き続き三重県において流域下水道事業として整備が進められる。</p> <p>1 維持管理負担金 三重県との中勢沿岸流域下水道の維持管理等に要する市町負担金に関する覚書による維持管理等に要する経費を引き続き負担する。</p> <p>(1) 雲出川左岸処理区 負担金単価×計画排水量 計画排水量：津市・久居市・香良洲町の合計</p> <p>(2) 松阪処理区 負担金単価×計画排水量 計画排水量：一志町・白山町の合計</p> <p>2 建設負担金 三重県との中勢沿岸流域下水道事業の建設費に要する費用の負担に関する覚書による建設に要する費用を、引き続き負担する。</p> <p>(1) 志登茂川処理区・雲出川左岸処理区 ア 国庫補助対象事業 (事業費 - 国庫補助金) × 1/2 イ 県単独事業 事業費 × 1/2</p> <p>(2) 松阪処理区 ア 国庫補助対象事業 (事業費 - 国庫補助金) × 1/2 × 汚水量割合 イ 県単独事業 事業費 × 1/2 × 汚水量割合 汚水量割合：松阪処理区における一志町、白山町の汚水量の占める割合</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
11 排水設備等の計画確認申請及び検査	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 排水設備等の計画確認・申請及び検査方法について、合併と同時に一元化する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排水設備計画確認申請及び除害施設計画確認申請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 提出書類 排水設備等計画確認申請書、排水設備調書図面、工事見積書又は契約書の写し (2) 提出期限 工事着手予定日の7日前まで 2 審査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「排水設備工事技術基準」により審査を行う。 (2) 下水道排水設備指定工事店と「排水設備等計画確認申請に伴う技術的な協議事項について」により、技術的な協議（指示）を行う。 3 工事着手 排水設備等申請者（設置者）は、技術的な協議（指示）が終了後、排水設備等計画確認通知書が送付されてから工事に着手できることとする。 4 工事完了検査 排水設備等申請者（設置者）は、工事が完了したとき、5日以内に排水設備等工事完了届を提出し、工事の完了検査を受けなければならない。 5 検査の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下水道排水設備工事責任技術者証の確認 (2) 「排水設備工事技術基準」及び「排水設備の構造基準」により検査を行う。 (3) 排水設備調書図面により汚水（雨水）ます、汚水（雨水）の流れの状況、汚水（雨水）管の接続状況、勾配等の検査を行う。 6 検査済証の発行 7 除害施設の設置 下水道法の規定に基づき、著しく公共下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、下水による障害を除去するために必要な施設を設け、又は必要な措置をしなければならないこととする。 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
13 排水設備指定工事店の指定	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 排水設備指定工事店の指定について、津市、久居市の例をもとに合併と同時に新たな運用基準を策定する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道排水設備指定工事店申請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 提出書類 下水道排水設備指定工事店指定申請書 (2) 提出時期 随時 2 指定要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 営業所ごとに、下水道排水設備工事責任技術者が1人以上専属すること。 (2) 工事施工に必要な設備器材を有すること。 (3) 三重県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 下水道排水設備指定工事店の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの 3 審査方法 下水道排水設備指定工事店審査委員会に諮り審査する。 4 指定時期 前月末までに受け付けたものは、当該月の15日に指定することとし、当該月の15日までに受け付けたものは、翌月の1日に指定することとする。 5 指定の有効期間 指定を受けた年度から起算して4年後の年度末までとする。 6 下水道排水設備指定工事店証 指定を受けた者には、下水道排水設備指定工事店証を交付する。 7 指定手数料（更新手数料） 17,500円 8 保証金制度 廃止 9 保証金制度の廃止による返還 合併期日までに保証金は返還する。 10 更新手続き 期間満了日の30日前までに市長に申請する。 11 経過措置 合併前に合併関係市町村のいずれかにおいて指定を受けている下水道排水設備指定工事店は、合併後も引き続き新市の指定を受けていることとする。ただし、指定の有効期間は、合併期日での残余期間とし、複数の合併関係市町村で指定を受けているときは、その最も長い残余期間とする。 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
20 下水道事業受益者負担金の賦課	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 算定方式については、久居市の例により合併時に一元化する。 （1）算定対象事業費 末端管渠整備費（単独事業費） （2）負担率 1/5 （3）賦課方式 面積割</p> <p>ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で合併後賦課を行う場合は、従前の例によるものとする。 なお、旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者負担金（分担金）の減免については、合併時に廃止する方向で調整する。 その他賦課事務の取扱いについては、津市の例により合併時に一元化する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併前に単位負担金額決定済区域で、合併後に負担金の賦課を行う場合は、別表第1及び別表第2の負担金の額とする。 2 旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者負担金（分担金）の減免については、合併時に廃止する。 3 受益者負担金の賦課方法 <ol style="list-style-type: none"> （1）負担区の決定 排水区域を土地の状況に応じ、2以上の負担区に区分し、当該負担区の名称、区域及び地積を公告する。 （2）負担金の決定時期 1㎡当たりの負担金の額を決定する時期は、供用を開始する1～3年程度前とする。 （3）負担金賦課対象区域の決定 年度当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（賦課対象区域～前年度3月と当該年度9月に供用開始する区域）を定め公告する。 （4）負担金の賦課 <ol style="list-style-type: none"> ア 賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、当該負担区で定められた負担金を賦課する。 イ 負担金は、公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては賦課することができない。 （5）負担金の賦課手続き <ol style="list-style-type: none"> ア 受益者へ受益者申告書の送付（賦課年度の5月） イ 受益者から提出された受益者申告書の内容を確認（賦課年度の6月・7月） ウ 下水道事業受益者負担金決定通知書の送付（賦課年度の7月） エ 下水道事業受益者負担金納入通知書の送付（賦課年度の8月） （6）志登茂川処理区に係わる河芸町の受益者負担金については、供用開始前に決定し、対応する。 <ol style="list-style-type: none"> 4 加入金の取扱い 合併前の河芸町、芸濃町、美里村、一志町及び白山町において、供用開始後に新たに受益者となる者は、別表第3のとおり既受益者が負担した分担金に相当する金額を加入金として納入することとする。 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考																																																				
		別表第1																																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">負 担 区 の 名 称</th> <th style="width: 30%;">1㎡当たりの負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(津 市) 橋内東部第2処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">362円</td></tr> <tr><td>橋内東部第2処理分区第2負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>橋内東部第2処理分区第3負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>橋内東部第2処理分区第4負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>橋内東部第2処理分区第5負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>橋内東部第2処理分区第6負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第1処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第1処理分区第2負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第1処理分区第3負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第2処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第2処理分区第2負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第2処理分区第3負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第3-1処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第3-2処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第3-2処理分区第2負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第3-2処理分区第3負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第3-3処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第4処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第5処理分区第1負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第5処理分区第2負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第5処理分区第3負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>津第5処理分区第4負担区</td><td style="text-align: center;">384円</td></tr> <tr><td>(久居市) 中央第1負担区</td><td style="text-align: center;">337円</td></tr> <tr><td>北部負担区</td><td style="text-align: center;">337円</td></tr> <tr><td>南部負担区</td><td style="text-align: center;">337円</td></tr> </tbody> </table>	負 担 区 の 名 称	1㎡当たりの負担金の額	(津 市) 橋内東部第2処理分区第1負担区	362円	橋内東部第2処理分区第2負担区	384円	橋内東部第2処理分区第3負担区	384円	橋内東部第2処理分区第4負担区	384円	橋内東部第2処理分区第5負担区	384円	橋内東部第2処理分区第6負担区	384円	津第1処理分区第1負担区	384円	津第1処理分区第2負担区	384円	津第1処理分区第3負担区	384円	津第2処理分区第1負担区	384円	津第2処理分区第2負担区	384円	津第2処理分区第3負担区	384円	津第3-1処理分区第1負担区	384円	津第3-2処理分区第1負担区	384円	津第3-2処理分区第2負担区	384円	津第3-2処理分区第3負担区	384円	津第3-3処理分区第1負担区	384円	津第4処理分区第1負担区	384円	津第5処理分区第1負担区	384円	津第5処理分区第2負担区	384円	津第5処理分区第3負担区	384円	津第5処理分区第4負担区	384円	(久居市) 中央第1負担区	337円	北部負担区	337円	南部負担区	337円	
負 担 区 の 名 称	1㎡当たりの負担金の額																																																						
(津 市) 橋内東部第2処理分区第1負担区	362円																																																						
橋内東部第2処理分区第2負担区	384円																																																						
橋内東部第2処理分区第3負担区	384円																																																						
橋内東部第2処理分区第4負担区	384円																																																						
橋内東部第2処理分区第5負担区	384円																																																						
橋内東部第2処理分区第6負担区	384円																																																						
津第1処理分区第1負担区	384円																																																						
津第1処理分区第2負担区	384円																																																						
津第1処理分区第3負担区	384円																																																						
津第2処理分区第1負担区	384円																																																						
津第2処理分区第2負担区	384円																																																						
津第2処理分区第3負担区	384円																																																						
津第3-1処理分区第1負担区	384円																																																						
津第3-2処理分区第1負担区	384円																																																						
津第3-2処理分区第2負担区	384円																																																						
津第3-2処理分区第3負担区	384円																																																						
津第3-3処理分区第1負担区	384円																																																						
津第4処理分区第1負担区	384円																																																						
津第5処理分区第1負担区	384円																																																						
津第5処理分区第2負担区	384円																																																						
津第5処理分区第3負担区	384円																																																						
津第5処理分区第4負担区	384円																																																						
(久居市) 中央第1負担区	337円																																																						
北部負担区	337円																																																						
南部負担区	337円																																																						

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考	
別表第2				
負担区の名称		負担金の額		
(河芸町) 千里ヶ丘処理区		開発事業者により整備されたため全額免除		
(芸濃町) 雲林院処理区	戸数割	1戸当たり 250,000円		
(芸濃町) 棕本処理区	一般家庭	戸数割	1戸当たり 250,000円 ただし、公共ますを1箇所設置した場合は徴収しない。2箇所以上設置した場合は、1箇所当たり250,000円	
			事業所	戸数割
		面積割	1㎡当たり 70円	
安濃町負担区	戸数割	1戸当たり 150,000円		
(美里村) 高宮処理区	一般家庭	1戸当たり 454,000円		
	一般家庭以外	建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A3302) により算出した人員を一般家庭(3.4人/戸) に換算した戸数(小数点以下切り上げ)に454,000円を乗じた額(上限10戸)		
香良洲町負担区		全域において賦課徴収を行わない		
(一志町) 第3-1処理分区負担区	一般家庭	戸数割	1戸当たり 207,000円	
		面積割	1㎡当たり 136円	
	事業所	面積割	1㎡当たり 455円	
(一志町) 第3-2処理分区負担区 ※高野団地を除く。	一般家庭	戸数割	1戸当たり 207,000円	
		面積割	1㎡当たり 136円	
	事業所	面積割	1㎡当たり 455円	
(一志町) 第4-1処理分区負担区	一般家庭	戸数割	1戸当たり 207,000円	
		面積割	1㎡当たり 136円	
	事業所	面積割	1㎡当たり 455円	
(一志町) 第4-2処理分区負担区	一般家庭	戸数割	1戸当たり 207,000円	
		面積割	1㎡当たり 136円	
	事業所	面積割	1㎡当たり 455円	
(白山町) 佐田負担区	一般家庭	戸数割	1戸当たり 350,000円	
	事業所	敷地面積が660㎡以下のもの	戸数割	1戸当たり 350,000円
		敷地面積が660㎡を超えるもの	戸数割	1戸当たり 350,000円
			面積割	敷地面積が660㎡を超える 1㎡当たり260円
(白山町) 中ノ村負担区	一般家庭	戸数割	1戸当たり 350,000円	
	事業所	敷地面積が660㎡以下のもの	戸数割	1戸当たり 350,000円
		敷地面積が660㎡を超えるもの	戸数割	1戸当たり 350,000円
			面積割	敷地面積が660㎡を超える 1㎡当たり260円
(白山町) 上ノ村負担区	一般家庭	戸数割	1戸当たり 350,000円	
	事業所	敷地面積が660㎡以下のもの	戸数割	1戸当たり 350,000円
		敷地面積が660㎡を超えるもの	戸数割	1戸当たり 350,000円
			面積割	敷地面積が660㎡を超える 1㎡当たり260円

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考		
別表第3					
		名 称	加 入 金 の 額		
河芸町		浜 田 公 共 下 水 道	一戸当たり 1,058,000円		
芸濃町		雲 林 院 処 理 区	一戸当たり 250,000円		
		棕 本 処 理 区	一般家庭	一戸当たり 250,000円	
			事業所	一戸当たり 250,000円 面積割 1㎡当たり70円	
美里村		高 宮 処 理 区	一般家庭 以 外	一戸当たり 454,000円 「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）により算出した人員を一般家庭（3.4人/戸）に換算した戸数（小数点以下切り上げ）に454,000円を乗じた額（上限10戸）」	
一志町		第3 - 1 処 理 分 区 負 担 区	一般家庭	一戸当たり 207,000円 面積割 1㎡当たり136円	
			事業所	面積割 1㎡当たり455円	
		第3 - 2 処 理 分 区 負 担 区	一般家庭	一戸当たり 207,000円 面積割 1㎡当たり 136円	
			事業所	面積割 1㎡当たり455円	
		第4 - 1 処 理 分 区 負 担 区	一般家庭	一戸当たり 207,000円 面積割 1㎡当たり136円	
			事業所	面積割 1㎡当たり455円	
		第4 - 2 処 理 分 区 負 担 区	一般家庭	一戸当たり 207,000円 面積割 1㎡当たり136円	
			事業所	面積割 1㎡当たり455円	
白山町	佐田負担区	一般家庭	戸数割	一戸当たり 350,000円	
			事業所	敷地面積が660㎡以下のもの 戸数割 一戸当たり 350,000円 敷地面積が660㎡を超えるもの 面積割 敷地面積が660㎡を超える 1㎡当たり260円	
		中ノ村負担区	一般家庭	戸数割	一戸当たり 350,000円
			事業所	敷地面積が660㎡以下のもの 戸数割 一戸当たり 350,000円 敷地面積が660㎡を超えるもの 面積割 敷地面積が660㎡を超える 1㎡当たり260円	
	上ノ村負担区	一般家庭	戸数割	一戸当たり 350,000円	
			事業所	敷地面積が660㎡以下のもの 戸数割 一戸当たり 350,000円 敷地面積が660㎡を超えるもの 面積割 敷地面積が660㎡を超える 1㎡当たり260円	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
21 下水道事業受益者負担金の徴収	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市の例により合併時に一元化する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 負担金の納期 年 2回 第1期 9月1日から 9月30日まで 第2期 3月1日から 3月31日まで 5年間 計10回分割</p> <p>2 一括納付報奨金 受益者が負担金の一括納付をしたときは、納期前に納付した負担金の額に相当する金額の100分の0.3の額に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合は、15日未満は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該受益者に一括納付報奨金として交付する。ただし、当該受益者の未納に係る負担金がある場合においては、これを交付しない。</p> <p>3 負担金の徴収猶予 (1) 災害により土地又は家屋の被害を受けたとき 3年間以内 (2) 受益者が盗難その他の事故により負担金を納付することが困難なとき 1年間以内 (3) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき 2年間以内 (4) 係争地 受益者の決定（判決）の日までの期間 (5) 田畑、山林、原野、沼地その他これらに準ずる土地（宅地と認められるものを除く。） 宅地として使用するまで、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間 (6) 市長が特に必要と認めるもの 市長が認定する期間</p> <p>4 負担金の徴収方法 納入通知書による払い込み又は口座振替とする。</p> <p>5 負担金の減免 別表のとおり</p> <p>6 経過措置 合併前に賦課された負担金の徴収、徴収猶予及び一括納付報償金は、従前の例によることとし、新市において新たに賦課される負担金の徴収、徴収猶予及び一括納付報償金は、新市の制度により行う。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
別 表			
該当する受益者	減額又は免除の対象となる主な土地等	該当する主な用途	減ずる割合(%)
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	国又は地方公共団体が公用に供する土地	裁判所、警察署、県庁、市役所等庁舎	50
		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園	75
		警察法務収容施設	75
		病院	25
	公営住宅用地	県、市営住宅	25
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	社会福祉事務所、授産場、共同浴場、母子寮、保育所、児童福祉会館、老人ホーム	75
	有料の職員宿舍の土地	職員寮、公舎等	25
無料の職員宿舍の土地		それぞれが附属している施設と同じ	
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者		道路、河川、堤防、水路、海浜地、公園、広場等公衆の自由使用に供されるもの	100
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となっている土地	造幣局、印刷局、国有林野、アルコール専売、郵政事業の各特別会計に属する行政財産並びに各地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業の用に供している土地	25
生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者			100
前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置するものに係る土地(管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。)	私立の小、中、高、大学、養護学校、幼稚園等	75
		宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条各号に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する土地(管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く。)	神社、寺院、教会、修道院、本殿、拝殿、社務所、納骨堂その他境内地
		墓地	100
	地方公共団体が設置する社会教育施設用地	公民館、図書館、博物館、青年の家、体育館	50
	消防団が所有する消防用車両器具等の格納に係る土地		100
	公道から公道へ通ずる私道		100
	停車場、その他鉄道用地	鉄道事業用地	25
	踏切道及び駅前広場	同上	100
	自治会等が所有する集会所の敷地及びこれらに類する敷地		100
	文化財である土地及び建物並びにその他の工作物の敷地	文化財保護法、県、市の文化財保護条例により指定された文化財及び当該文化財の保護のための施設の用に供している土地	100
	事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者		その都度認定
その他市長が特に減免する必要があると認めた土地		その都度認定	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
------------	-----	-------------	-------

区 分	統一時期	調整結果	備 考																										
22 下水道使用料の賦課及び徴収	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 料金体系については、久居市の例により合併時に一元化する。 ただし、新市において下水道事業の運営に支障がないよう、新市で新たに策定する下水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定についての検討を行うものとする。 賦課徴収事務については、津市の例により、合併時に一元化する。</p> <p>----- 詳細事項調整結果</p> <p>1 下水道使用料の算定 (1) 下水道使用料は、原則として水道メーターの検針による水道の使用水量により算定する。 (2) 基本使用料及び従量使用料は、1箇月単位で算定する。ただし、市長が必要と認めるときは、2箇月ごと一括して算定することができることとする。なお、月の中途において公共下水道の使用を開始、休止又は停止する場合の基本使用料は、当該月の使用日数が15日以内のときは、0.5ヶ月分とする。</p> <p>2 下水道使用料体系（消費税含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">汚水量 (m³)</th> <th style="width: 50%;">単価：円 / 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">基本使用料</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ~ 10</td> <td style="text-align: center;">5.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">従 量 使 用 料</td> <td style="text-align: center;">11 ~ 30</td> <td style="text-align: center;">120.75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31 ~ 50</td> <td style="text-align: center;">152.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ~ 100</td> <td style="text-align: center;">183.75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ~ 500</td> <td style="text-align: center;">225.75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">501 ~ 1250</td> <td style="text-align: center;">262.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1251 ~</td> <td style="text-align: center;">278.25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場 1m³当たり</td> <td style="text-align: center;">12.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道使用料の徴収 (1) 下水道使用料の徴収月は、水道料金の徴収月に合わせるものとする。 (2) 徴収方法は、納入通知書又は口座振替とする。 (3) 土木建築工事等に伴い、公共下水道を一時使用する場合の下水道使用料は、概算による予納とし、一時使用終了後に精算する。</p> <p>4 新市水道局への事務委任 下水道使用料の賦課及び徴収業務等については、新市水道局へ事務委任を行う。</p> <p>5 下水道使用料の減免 生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助を受けている者及び市長が特別の事由があると認める者に、下水道使用料の減免措置を講じる。</p>	区分	汚水量 (m ³)	単価：円 / 月	基本使用料				1 ~ 10	5.25	従 量 使 用 料	11 ~ 30	120.75	31 ~ 50	152.25	51 ~ 100	183.75	101 ~ 500	225.75	501 ~ 1250	262.50		1251 ~	278.25	公衆浴場 1m ³ 当たり		12.60	
区分	汚水量 (m ³)	単価：円 / 月																											
基本使用料																													
	1 ~ 10	5.25																											
従 量 使 用 料	11 ~ 30	120.75																											
	31 ~ 50	152.25																											
	51 ~ 100	183.75																											
	101 ~ 500	225.75																											
	501 ~ 1250	262.50																											
	1251 ~	278.25																											
公衆浴場 1m ³ 当たり		12.60																											

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	下水道管理
区 分	統一時期	調整結果	備 考
23 使用水量の認定	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 使用水量の認定方法について、各市町村の実態等を整理し、久居市の例を基本として合併と同時に一元化する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 使用水量の認定方法</p> <p>(1) 水道水を使用する場合</p> <p>ア 水道水を使用する場合は、水道メーターの検針による使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用するときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。</p> <p>イ 下水道使用料の賦課開始日は、排水設備工事完了検査日からとする。</p> <p style="text-align: center;">経過措置</p> <p>合併期日前に公共下水道の使用を開始し、合併期日をまたいだとき下水道使用料の算定は、合併期日前の排水設備工事完了検査日に検針した水道メーターの使用水量と、合併期日以降に検針した水道メーターの使用水量から合併期日以降の下水道使用料を算定する。</p> <p>(2) 井戸水を使用する場合</p> <p>ア 家庭用のみに使用する場合は、1人月8㎡とする。ただし、水道水と併用の場合は、使用状況を勘案した水量とする。</p> <p>月途中で、井戸水の使用を開始、休止、又は停止する場合の使用水量の認定は、当該月の使用日数が15日以内のときは0.5ヶ月分とする。</p> <p>イ 井戸水を家庭用以外に使用する場合は、その用途、人員、業態、揚水能力及び使用状況を勘案した水量とする。</p> <p>ウ 計測装置を設置する場合は、当該装置の水量により認定する。</p> <p>2 その他の使用水量の認定方法</p> <p>(1) 水道水と井戸水を併用して使用するときは、使用状況により水道使用水量と合算する。この場合、基本使用料は、井戸水に係る下水道使用料には加算しない。</p> <p>(2) 各戸に専用の水道水栓（個別メーター）を設置することが困難な共同住宅は、集中水道水栓（集中メーター）による使用水量とする。</p> <p>(3) 公共下水道に排除しない使用水量の認定</p> <p>ア クーリングタワーの冷却水は、計測装置により認定する。</p> <p>イ プール水は、計測装置、又はプールの容量により認定する。</p> <p>ウ 農業を含む事業による下水に排除しない使用水量は、計測装置により認定する。</p> <p>エ 水道の地下漏水に係る水量は、新市水道局の基礎水量により認定する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	下水道	分科会名	排水
------------	-----	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
18 急傾斜地崩壊防止対策事業	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 条例のある安濃町・白山町を例に調整する</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 事業の内容 急傾斜地崩壊対策事業に係る地元と事業主体である県との調整</p> <p>2 事業に係る地元分担金 地元分担金の割合は、県に負担する受益者負担金額の35%とする。ただし、地元受益者1戸当たりの分担金は50万円を上限とする。</p> <p>3 地元分担金に係る経過措置 (1) 合併前に急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域で、合併後工事が施工される場合の地元分担金の割合は、その区域の従前の方法によるものとする。 (2) 新市において急傾斜地崩壊危険区域に指定され、工事が施工される場合、経過措置として合併後5年間については、地元分担割合は17.5%とする。</p>	